

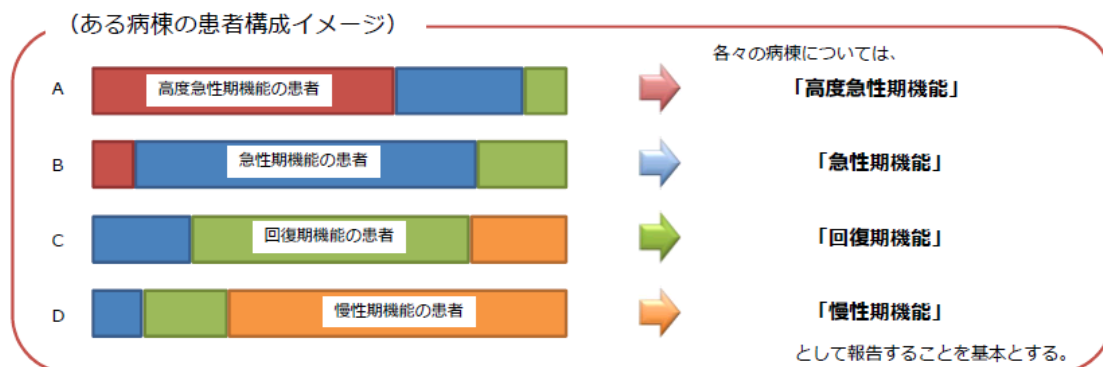
病床機能報告に係る機能区分について

【病床機能報告】

- ・ 地域医療構想の策定にあたり、地域の医療機関が担っている医療機能の現状把握、分析を行うため「病床機能報告制度」を創設（平成26年10月スタート（毎年7月1日現在の状況等を10月末までに国に報告））
- ・ 各医療機関が有する一般病床及び療養病床において担っている、病床機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）を各医療機関が自主的に判断し、病棟単位を基本として国に報告。また、病床機能の報告に加え、①医療設備 ②医療従事者 ③医療提供内容についても報告することとされている。

<報告制度のイメージ>

病床機能報告においては、病棟が担う医療機能をいずれか1つ選択して報告することとされているが、実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、下図のように当該病棟でいずれかの機能のうち最も多くの割合の患者を報告することを基本とする。



【課題】

実際の病棟には様々な病期の患者が入院していること。また、各医療機関が「病棟の患者構成」を自主的に判断し報告することとなっている。



【全国的な取組み】

奈良県、佐賀県、埼玉県、大阪府では、病床機能報告等で報告された「医療提供内容」を活用し、定量的な基準を作成するなど各医療機関の病床機能を分析

【今後の対応(案)】

⇒他府県が実施している内容を参考に、京都府においても機能区分を定量的に分析するためのワーキングを立ち上げ検討を始める。